

東浦町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針

令和5年3月22日
東浦町農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置付けられた。

本町は、知多半島の北東部に位置し、従来から稲作を主体とする農業生産を展開してきた。また、昭和40年代以降は、名古屋都市圏の都市近郊の恵まれた立地条件を活かして、果樹、施設園芸、畜産の導入が図られてきた。

しかし、隣接する刈谷市における自動車工業の立地を契機として離農及び兼業化が進み、最近では都市化及び農業従事者の高齢化の進行によって土地利用型農業を中心として担い手不足が深刻化しているため、新たな遊休農地の発生が懸念される場所である。

また、担い手への農地の流動化については、農地所有者の農地の資産的保有傾向が強くなり、これまで顕著な進展をみないまま推移してきた。しかし、近年、兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

このため、東浦町農業委員会としては、担い手の育成・確保や新規参入の促進に加え、農地中間管理事業等の活用により、担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和4年法律第56号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、東浦町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する愛知県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する東浦町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

| | 管内の農地面積(A) | 遊休農地面積(B) | 遊休農地の割合(B/A) |
|--------------------|------------|-----------|--------------|
| 現 状 (令和5年3月) | 999ha | 28ha | 2.8% |
| 3年後の目標 (令和8年3月) | 999ha | 20ha | 2.0% |
| 目 標 (令和15年3月) | 999ha | 0ha | 0% |

注1：管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する遊休農地の合計面積とする。

注2：遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積とする。

注3：令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知を踏まえ令和15年3月までに遊休農地をすべて解消することを目標とする。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

・農業委員と推進委員の連携により、農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。また、それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、日常的に実施する。

・利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

・利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

②農地中間管理機構等との連携について

・利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構等への貸付け手続きを行う。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

| | 管内の耕地面積(A) | 集積面積(B) | 集積率(B/A) |
|--------------------|------------|---------|----------|
| 現 状 (令和5年3月) | 971ha | 302ha | 31.1% |
| 3年後の目標 (令和8年3月) | | 445ha | 45.8% |
| 目 標 (令和15年3月) | | 777ha | 80.0% |

注1：管内の耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積とする。

注2：「東浦町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を踏まえ、担い手への農地利用集積率は80%を目標とする。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

①「地域計画」の作成・見直しについて

・農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組む。

②農地中間管理機構等との連携について

・農業委員会は、東浦町、農地中間管理機構、あいち知多農業協同組合等と連携し、
(ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ) 利用権の設定期間が満了する農地等について、農地中間管理事業等の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③農地の利用調整と利用権設定について

・町内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。また、圃場整備がされていないなど農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がいない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事

業の活用や新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

④農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

・農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

| | 新規参入者数（個人） （新規参入者取得面積） | 新規参入者数（法人） （新規参入者取得面積） |
|--------------------|---------------------------|---------------------------|
| 現 状 （令和5年3月） | 1人 （2.7ha） | 0法人 （0ha） |
| 3年後の目標 （令和8年3月） | 4人 （4.2ha） | 0法人 （0ha） |
| 目 標 （令和15年3月） | 11人 （7.7ha） | 1法人 （1ha） |

注1：新規参入者とは非農家出身で独立・自営就農する者をいう。また、農家出身者であっても、第三者から農地等を貸借し、親と生計を別にしている者は、新規参入者とする。

注2：過去の実績及び「東浦町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を踏まえ、新規参入者数（個人）を11人、新規参入者数（法人）1法人を目標とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

①関係機関との連携について

・東浦町、愛知県知多農林水産事務所農業改良普及課、農地中間管理機構、あいち知多農業協同組合等と連携し、新規参入者の確保・育成に努める。

②企業参入の推進について

・担い手が不足している地域では、企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから、地域の農業のあり方等を考慮した上で、企業の参入の推進を図る。

③農業委員会のフォローアップ活動について

・東浦町が整備するサポート体制に参画するなど、新規参入者（法人を含む。）の定着を図るため、参入後のフォローアップに努める。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

東浦町において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、東浦町農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守り等による農地の最適化活動
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへ主体的に取り組む